

戦時沖縄の防諜について : 沖縄守備第三二軍の防諜対策を中心に

玉木, 真哲 / TAMAKI, Saneaki

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

107

(終了ページ / End Page)

142

(発行年 / Year)

1987-02-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002792>

戦時沖縄の防諜について

——沖縄守備第三二軍の防諜対策を中心に——

玉 木 真 哲

筆者は現在、我部政男琉球大学教授と共同で〈近代沖縄の軍事史的研究〉をおこなっており、その手始めにアメリカ軍が直接沖縄現地で日本軍から捕獲した文書を中心とする、『沖縄戦防衛庁文書』（原本は防衛庁防衛研究所戦史部に所蔵されている）を分析している。本稿は、その成果の一部である。

沖縄戦で軍による住民スパイ視殺害事件がおこったことは、すでによく知られている事実である。本稿は、その背景に軍の防諜・治安対策のダイナミズムを設定し、それとつらなりあうかどうか、その代表的な事例の一端をさぐってみたものである。

政治思想史にひきつけていうと、沖縄戦は近代日本・近代沖縄の歴史過程・歴史環境の産物である。それは軍民一体化した社会総体のなかで、天皇制軍国主義の不可抗の権力支配（精神）と、

それに非意識的・非自覚的に連動していった被治者のおりなす、脆弱な反抗と強力な協同の、非対立・並存総合の思想状況を特色としたと考えられる。

だとすると、戦時沖縄の防諜についてみる場合、軍だけでなく、沖縄社会の一般住民の意識のありようも当然、考察の外におくわけにはいかない。しかし、紙幅の都合と補論(拙稿「沖縄戦像再構成の一課題」『球陽論叢』(一九八六年)、「スパイ防止法」とその土壌」『新沖縄文学』六十九号(一九八六年)があるもので、ここではあえて再説をさけることにしたい。

ちなみに、沖縄戦における軍の防諜対策を文書資料で検討することは、とりもなおさず、今大戦で日本軍が東アジア各地域でひきおこした住民殺害事件にかんする資料湮滅による空白部分の解明に閃光をとすことになるかもしれない。

したがって、資料の引用がいささか長くなったが、かくなる意味で了承されたい。

一 防諜訓示と住民観

沖縄守備第三二軍(一九四四年三月二日創設)司令官の牛島満は、四四年八月三十一日付の訓示のなかで、戦時下の沖縄を「曠古ノ危局ニ直面セル皇國ガ驕米ヲ撃滅シテ狂瀾ヲ既倒ニ回スベキ天機ハ今ヤ目捷ノ間ニ在リ、而シテ軍ノ屯スル南西諸島ノ地タル正ニ其ノ運命ヲ決スベキ決勝会戦場タルノ公算極メテ大ニシテ、実ニ皇國ノ興廢ヲ双肩ニ負荷シアル要位ニ在リ」と予見した。そしてそのため

には「現地自活ニ徹スベシ……地方官民ヲシテ喜ンデ軍ノ作戦ニ寄与シ、進ンデ郷土ヲ防衛スル如ク指導スベシ」としたが、軍紀を乱す者には「非違アラバ断乎之ガ芟除ニ些ノ躊躇アルベカラズ」とし、そして最後に「防諜ニ厳ニ注意スベシ」と忠告した。この最後の内容は、「一、軍紀ヲ振作シ秘密ヲ厳守シ、特ニ軍内部ノ人的・物的ノ状態ヲ不用意ニ漏洩シ自ラ不規律ヲ犯スヲ誠ムルヲ要ス……、一、内外ニ於ケル敵側ノ謀略宣伝ヲ厳ニ打破潰滅スルヲ要ス」(四四年七月二三日付、杉山元陸軍大臣の訓示)ということをつけたとみられる。この防諜対策は、当時の沖縄における軍民混在の生活状況、さらには在郷軍人会防衛隊・警防団・青年団・青年学校生などの地域住民の準軍隊的防衛協力⁽³⁾のあり方から考えると、軍にとどまらず、その住民も対象とすることを意味していたといえる。こうして軍は、現地自給主義のもとに、作戦展開のあらゆる面で地域住民の協力をうけながらも、他方その軍民協力が密接になればなるほど逆に軍機を漏洩する対象として住民を警戒したことがわかる⁽⁴⁾。そこで、住民にたいしてより以上の防諜対策を推進することが必要不可欠とされたと考えられる。

ここで、その防諜対策に言及する前提として、軍の沖縄住民観について若干ふれておこう。やはり、住民にたいする防諜対策をより多面的にとらえるためには、取り締まる側Ⅱ軍の住民にたいする見方、意識を検討することが優先とされるべきであろう。その第一として、軍民協力Ⅱ軍民一体化が沖縄(戦)のなかでも著しく推進されたと筆者が考える伊江島からはじめる。四四年七月時点の伊江島は「総力戦体制を最下部で支える媒体と化しつつあった⁽⁶⁾」というほどに軍民一体となった一元的戦争指

導体制が整いつつあったが、そのさなか軍は「島民ニ対シ、吾々ヨリ劣等人種ノ如キ感ニテ接スルナ」(七月八日、伊江島国民学校)と命令を発している。これを逆にいうと、軍兵士のなかには伊江島Ⅱ沖繩の住民を劣等視する者が多く、その軍民一体化を成就する支障とならぬように注意せよ、ということになる。こうして軍は、みずからの住民劣等視を隠蔽しながら、住民をたくみに領導していったことがわかる。

第二は、沖繩本島中部、浦添村の事例である。「殊ニ沖繩県人中ニハ他府県ニ比シ、思想的ニ忘恩、功利傾向大ナルモノ多ク、其ノ具体的表現ハ中傷、陳情、投書等ヲ以テセラル……一部地域ニハ貞操觀念弛緩シアル所アリ」(四四年九月七日、仲間)とあり、さらに「管下ハ所謂『デマ』多キ土地柄ニシテ、又管下全般ニ亘リ軍機保護法ニ依ル特殊地域ト指定セラレアル等、防諜上極メテ警戒ヲ要スル地域ナル」(同右)とある。前半部分については、沖繩の住民が他所と比較して「思想的ニ忘恩、功利傾向大ナル」、「貞操觀念弛緩シアル」と現状認識されていることがまず注目できるが、これに加えて沖繩の住民は国家主義的、天皇制軍国主義的傾向が稀薄であるとしてきた明治、大正、昭和三代の軍部の沖繩レポートとあい通じる住民観がみられる点も注目に直する。これらのことはすぐれて地域の歴史的文化的個性、特殊性にその価値がみいだされるべきであり、中央と辺境あるいは天皇を頂点とする軍国主義というように画一化した近代日本の価値体系を全的に体現した軍部にとって、こうした住民の意識のありようは容認されがたかったのである。そしてそのような認識が沖繩の住民に

たいする防諜対策を推し進めるさいに必要以上の猜疑と偏見を浮上させたことは、けだし歴史的蓋然であったといえよう。後半の箇所は、さきにのべた軍の沖繩住民観が防諜対策に反映したものとみなされる。第六二師団(石部隊、石兵団)管下の浦添村は「デマ」の多い地域で「軍機保護法」により厳重な防諜警戒が必要とされるということであるが、その「デマ」が多いとする具体的な事例、根拠はその文書にはほとんど提示されていない。このことは、憲兵隊や特高警察などがもたらす民間情報によったためかもしれない⁽¹⁰⁾。同文書は予断でデマが多いと決めつけたうえで、住民との接触をできるかぎり避けること、さらに軍機(軍事機秘密)とされる場所への住民の立入りの制限や写真撮影の禁止などこと細かに防諜事項として記述している。以上の資料や証言などから、現在のところ浦添村では、住民のデマが多く軍機が漏洩しその帰結として既存の防諜対策が強力に推進されたというよりも、かえってあらかじめさきにみたような住民観Ⅱ軍部の歴史的偏見にもとづいて予見的にデマが多発する地域で防諜警戒を要するとしてその防諜対策が施されていたといえよう⁽¹²⁾。ところで、その地域住民にたいする歴史的偏見はさておき、日本本土でも「軍機保護及防諜ニ関シテハ、土地柄細心ノ注意ヲ払ヒ、部外者トノ面接、通信、電話等ハ厳ニ注意スベシ」(四四年七月二日、門司)とのべているように、軍は住民との接触が密になると予想される(あるいは、そうであった)地域ではあらかじめ軍機保護という観点から防諜対策を推進するのであり、「土地柄」云々は実態調査にもとづくものとは考えがたい。それは、一種の慣習的な住民警戒Ⅱ住民不信の言辞であったと考える。

こうした軍の沖縄の住民にたいする劣等視¹¹歴史的偏見と、本土・沖縄に普遍的にみられる防諜対策から生じる住民警戒とは、本来区別されるべきであろう。いみじくも沖縄では、これらは渾然一体化して住民にたいする防諜・治安対策にストレートに反映したと考えられる。このことは、右のことに如実に露呈しているように思う。

第三は、空襲時における治安対策にみられる住民観である。一つに、四四年(昭和一九)一〇月一〇日の空襲(以下、一〇・一〇空襲と略す―筆者)において、つぎのようにのべられている。「(1)、空襲当初ハ友軍機ノ来援無キト敵ノ宣伝ビラノ撒布及初期ノ被害甚大ナリシト依リ、一部ニ敵上陸等ノ流言蜚語アリタル模様ナルモ、県側ト密ニ協同シ保安ノ万全ヲ期セリ、大本営ノ戦果発表ハ好影響ヲ与ヘ、人心平靜ニシテ治安上憂慮スベキ事象ヲ認メズ、(2)、災害ノ為家屋ノ焼失、倒壊シタル避難民ハ、県民措置指導要綱ニ基キ内政部、兵事厚生課及地方課ニ於テ保護ノ万全ヲ期シツツアリ、尚大本営発表ニ依リ県民志気益々旺盛ニシテ、此ノ戦果ハ那覇市街ノ全焼ノ如キ何等意トスルニ足ラズト為シ、人心極メテ平靜治安上憂慮スベキ事象無シ¹⁴」。沖縄の住民がアメリカ軍上陸への危機感をいだくようになったのは、すでに指摘されているように、沖縄からの移住者が多いサイパン島の陥落(四四年七月)など戦況のさし迫ったことを感じさせる一連の流れのなかでこの空襲がなされたからであった。¹⁵軍はこのような住民の危機感の発現を「敵上陸ノ流言蜚語」とみなし、それを誘発した最大の原因として「敵ノ宣伝ビラ」による後方攪乱を示唆している。その文書にいわく、「軍民離間、

戦意打破ノ目的ト思性セラルル宣伝「ビラ」ヲ撒布ス」「民心ノ動揺防止ノ為……軍官民一体ノ実ヲ發揮スベキヲ要望ス¹⁶」と。そしてその解決策として大本営発表による戦況報告(情報)の一元化(統制)の周知徹底がはかられ、「人心平靜」になったとされる。しかし、既述のように戦況の客観的判断にもとづく住民の危機感が、そのさらなる情報の一元的統制¹⁷大本営発表によって「平静」となつたとは考えがたい。こうした軍の住民動向の把握・描写は、表層的で現実を反映しているものとは思われず、かえってある種の願望の裏返しであったとみなされる。ともあれ、一〇・一〇空襲におけるアメリカ軍のビラ散布が後方攪乱をねらった謀略宣伝活動であるとした(また実際そうであったが)沖縄守備第三二軍は、その住民にたいする治安・防諜対策として、(1)アメリカ軍上陸への危機をあらわすあるいは感じさせる言動・行為の監視・取り締まり、(2)強力な情報統制による戦意昂揚の維持および軍民一体化の促進、などを推し進めていくことになる。このことは、一〇・一〇空襲以降の「秘密戦ニ関スル書類」に同様な内容をもつ文書がみられることから、一〇・一〇空襲以降の「秘は、四五年(昭和二〇)一月二日の空襲時である。それについて、「住民ハ時局ニ対スル認識極メテ低調ニシテ、一部極度ニ敵ノ上陸ヲ危懼シアリ、空襲警報発令サルルヤ老若悉ク附近山林及墓地等ニ退避シ、解除セラルルモ容易ニ就業セズ、愛郷心並ニ民防空ノ觀念ハ全然之ヲ認メ得ズ¹⁸」(一月二九、島袋)とある。すなわち、沖縄の住民のアメリカ軍来攻にたいする危機意識の醸成過程が前述のとおりであったにもかかわらず、軍にとって、「敵ノ上陸ヲ危懼」する住民は「時局ニ対スル認識極

メテ低調」であると考えられた。また、こうした空襲をとまなう非常事態のもとにおいても、退避して容易に就業しないとされる住民は、「愛郷心」のない、「防空観念」の乏しい者と烙印を押されたのである。この空襲では北谷村桑江の住民が戦死傷したのであるが、あいかわらず軍は、みずからの戦況報告に疑いをいだかせる行動をとる住民にたいして、明治以降の軍部の沖縄住民観と同質の劣等視と防諜・治安対策から生じた予断的注視をあわせてみていたことがわかる。

二 通常部隊の防諜対策

第三二軍の主要任務は、航空基地設営と持久戦をおこなうための陣地構築にあった。もちろん、それには、戦闘部隊も配備されていた。⁽²⁰⁾このような一般的な任務をおびた部隊は、沖縄本島中、南部、両先島に多く駐屯しており、本島北部（あるいは両先島の一部）などの秘密遊撃戦部隊にくらべその防諜対策はノーマルであったとみなされる（そのほか、島嶼地域には、第三二軍派遣の残置諜報者が教員に混って存在していた）。ここでは、このような通常の任務をおびた部隊の防諜対策を、沖縄本島についてみていくことにしよう。

〔資料1〕 沖縄戦防衛庁文書・沖縄二八一

三 会報

臨時傭人使用二関スル指示

一、部隊ハ本駐屯間兵ヲシテ戦闘準備ニ専念セシムル目的ヲ以テ臨時傭人ヲ使用ス

二、臨時傭人ハ連隊本部発行ノ腕章ヲ左腕ニ附着スルモノトス

三、臨時傭人ノ勤務時間ハ〇八・〇〇ヨリ一七・〇〇迄トシ帰宅ノ折ハ連隊本部ニ立寄ラシムルモノトス

四、防諜ニ関シテハ使用責任者ニ於テ特ニ注意スベシ

（七月十一日 古堅）

〔資料2〕 同右・沖縄七六

山八三小作命第二六号

小松隊命令 八月十四日一四・〇〇 野 国

一、中隊ハ当分ノ間野国部落附近ニ於テ露營セントス

二、露營衛兵長以下八名ヲ以テ露營地区ノ警戒防衛並ニ防諜取締ニ任ズ
昼間ハ特ニ上空ニ対シ警戒ヲ厳ニシ夜間ハ盗難火災ニ留意スベシ

（省略）

〔資料3〕 同右・沖縄一四二

（講和）

（省略）

(ハ) 捕虜ニナリタル場合ハ必ズ死ヌコト。行方不明ノ汚名ヲ絶対ニ受クルベシ
(ニ) 戦闘ニハ書翰、日誌ハ絶対ニ所持セヌコト

(省略)

(ヘ) 戦闘間前方ニノミ虜レテハナラヌ後方ニモ特ニ注意ヲ傾ケ警戒スルヲ要ス

(省略)

(八月二十二日 今帰仁国民学校)

〔資料4〕 同右・沖繩一〇一

ハ、地方住民ト混住同居シテ居ル部隊アルモ之ハ嚴禁ス

衛生上、防諜上、風紀上非違誘発ノ算大ナリ

〔第八二号 石兵団会報 十一月二二・〇〇〕
浦添国民学校

〔資料5〕 同右・沖繩二二四

十一月二日軍司令部ヨリ地方住民トノ混住嚴禁ノ通牒ニ接シ直チニ民家ヲ借上ゲ兵舎ニ充当セル
処ヲ引払ヒテ陣地ニ露營シ控井及兵舎建設ニ主力ヲ注ギ十二月十五日概ネ竣工引続キ偽装ヲ施シ
十二月二十日完了ス

(昭和二十年 自一月三日 野戰高射砲八十大隊)
至一月四日 戦闘詳報

〔資料6〕 同右・沖繩一一九

三、飛行場整備ノ勤勞奉仕学徒団員等ニシテ飛行機ノ性能名称行動等軍機事項ヲ該飛行場ニアル
兵ヨリ説明ヲ受ケ之ヲ書翰ニ記載スル等ノ事例アリ 陣地構築等ニ於テモ此ノ種軍機事項ヲ
漏洩セザル如ク防諜上特ニ注意スルコト

(石九六会第一四五号 会報 十二月二十四日一六・〇〇)
玉城国民学校

〔資料7〕 同右・沖繩一四九

独混一五作(西)命第七号 二・一八一六・〇〇
佐久川

大隊長注意事項

一、宿営軍規ヲ嚴正ニシ苟モ婦女子ト無用ノ談話ヲ避クベシ

二、吾人ノ一挙一動ハ村民ノ注目スルトコロナルヲ以テ起居容儀ハ模範的ナルベシ

(省略)

一〇、防諜ニ関シ特ニ注意スベシ特ニ書簡並ニ言動ニ誤無キヲ要ス

一一、各隊ハ彈藥庫糧秣集積場ノ巡察ヲ確實ニ実施シ地方人ヲ近カシメザル如ク注意スベシ(敵ノ
謀略予防上)

〔資料8〕 同右・沖繩一二〇

天作命第六号

中隊命令 一二・三〇八・〇〇
北谷 農民道

一、中隊ハ石十五作命第四六号ニ基キ現防衛任務ヲ交代部隊ニ移譲シ新作戦態勢ヘノ転移ヲ準備セントス

(省略)

四、特ニ防諜ニ注意シ企圖ノ秘匿ニ遺憾ナキ様留意スベシ

〔資料9〕 同右・沖繩一一九

4、地方人ノ指導ヲ適切ニシ流言蜚語ノ流布ニ注意スルコト

(独立歩兵第十五大隊命令

※
Xは不明箇所
一月X日 X・X・X
数X

〔資料10〕 同右・沖繩一一九

2、防諜ニ関シ特ニ注意シ軍ノ秘密ヲ漏洩スルガ如キ有害ナル談話ヲ禁ズ

(後方施設ニ関スル内規

昭和二〇・一・八
石第三五九六部隊)

〔資料11〕 同右・沖繩一九三

国軍ニ於テハ他国軍ニ比シ「パニック」ノ現象少キハ当然ナルモ左ノ例アリ反省ヲ要ス

(イ) 昭和十九年九月上旬「ダバオ」ニ於ケル敵上陸ノ誤報ニ際シ海軍ハ幾多貴重ナル火炮、資材等ヲ破壊シ附近住民ハ雪崩ヲ打ッテ山地ヘ逃避セリ

(省略)

(第三十二軍戦闘指針 第五号 二月十五日)

〔資料12〕 同右・一六九

師作命甲第六一号

独立速射砲第三大隊命令

四月一日 一七・三〇
令 山

一、北地区隊ハ戦況ノ緊迫ニ伴ヒ山三四七四作命第二一号ノ如ク地方住民ノ立退ヲ指導シ防諜ヲ強化スルト共ニ陣地前ニ於ケル利敵物質等ノ対策ニ関シ遺憾ナキヲ期ス

(省略)

三、本部各隊ハ左記区分ニ基キ別紙地方住民立退ニ関スル地方行政機関指導要領ニ依リ指導部隊ヲ積極的ニ援助スベシ

記

大隊本部 地覇、松川

第一中隊 伊良皆、田頭、具志

大隊段列 豊見城

(省略)

軍の機密事項は、その作戦内容(意図)・行動・陣地などである。ゆえに、それにかんする書類・地図・写真などが部外に漏れることや、手紙・通信などの情報伝達手段あるいは住民との接触による

伝達漏洩に注意がはられた。その警戒対象者は、軍みずからを除くと、対戦国のスパイと所在地の住民である。ここでは、住民にたいする防諜対策に焦点をしぼる。

陸軍省の「軍防諜参考資料」⁽²¹⁾は、ある「程度ノ部外漏洩ハ已ムヲ得ザル」としながら、住民との接触による機密の漏洩を注意している。これはさらに、「将来住民ノ敵手ニ入ル場合ヲ考慮シ、逐次深刻ナル防諜觀念ノ徹底ヲ期スルト共ニ、骨幹陣地ノ編成素質ニ関シテハ、其ノ要点ヲ官民ニ対シテハ一切秘匿スル如ク指導スルヲ要ス」としている。このことから、(1)住民に機密を秘匿することを先決とすること、(2)住民が将来対戦国側に捕えられた場合、住民がいかなる軍事事項も漏らさないように指導すること、すなわち「防諜觀念ノ昂揚」、この二点が住民にたいする防諜対策の柱とされたことが読みとれる。また、この防諜協力機関として憲兵・警察機関・地方行政機関・在郷軍人会・諸団体などが列挙され、なかでも憲兵の「一般民情特ニ軍官ニ対スル動向及管内防諜」の報告が重要なものとされた。⁽²²⁾

こうした資料を参考にしながら、第三二軍は防諜対策を実施していったものと思われる。これらのことをふまえ右の「資料1—12」をみると、以下のことが注目される。はじめに、軍民の混住の厳禁。第三二軍は他所からの移駐部隊が主力で、沖繩到着後、学校、民家などに宿営し兵舎などに十分に収容されない状態であった。このことは、「常住坐臥の間に部隊行動を住民が知悉している」⁽²³⁾という危機的状況を創出したと指摘されている。そこで、一〇・一〇空襲直後の四四年(昭和一九)十一月二

日付で軍司令官通牒・参謀長命令として軍民混住が厳禁された⁽²⁴⁾(資料4、5)。これは、軍民混住による防諜・治安対策の弛緩の再編強化・軍規・風紀の低下のひきしめも反映されたと推察する(資料7)。またそれらの強化・ひきしめは、一〇・一〇空襲を契機としたと考えられる。つまり、軍の防諜思想の根底には、「聖戦完遂」のための「敢闘精神」⁽²⁵⁾(「日本精神の堅持」)、「敵愾心の昂揚」、「軍官民共生共死の一体化」⁽²⁶⁾などの堅持があった。が、その空襲の物量的な大攻勢は軍民両方の「敢闘精神」に破綻をきたすほどのダメージを与えたものと思われる。これによって生じたであろう反戦・厭戦ムードの高まりを払拭する必要があったものと思われる。こうした意向のもとに、この軍民混住の厳禁はなされたことを確かめておきたい。ところで、その混住厳禁が全面的に実施されなかったことは、住民の証言集にみられるとおりである。⁽²⁸⁾たしかに、それを契機として、軍の兵舎構築・移転は促進された。しかしこの狭隘な沖繩においてはそれ以上の進展は望めず、戦闘遂行という軍事的見地から軍は住民の立退き・疎開を画策・推進するようになった⁽²⁹⁾(資料11・12)。このことによって軍は、戦闘遂行上・防諜治安対策上、多大の効果を期待したのであろう。が他方、その現地自活のための物資供給源、戦力として住民を全面的には疎開させえないという矛盾も露呈した。すなわち、軍の住民疎開の範囲・意図は、「軍の作戦遂行に支障なからしめること」にあった⁽³⁰⁾。

つぎに、住民にたいする日常の防諜がある。軍民一体となった戦闘遂行を中心理念とする軍にとつて、さまざまな面における住民協力が必要とされた。その住民協力の一端が資料にみられる軍属・雇

傭人・勤勞奉仕である。これらの住民は兵営舎・飛行場・諸軍施設（たとえば慰安所）に出入りすることになるが、それらすべてに防諜対策が講じられた（資料1、6、7、10）。「帰宅ノ折ハ連隊本部ニ立寄ラシムルモノトス」（雇傭人、「飛行機ノ性能、名称、行動等軍機事項ヲ……書翰ニ記載スル等ノ事例アリ」（勤勞奉仕学徒）、「彈藥庫、糧秣集積場……地方人ヲ近カシメザル如ク注意スベシ（敵ノ謀略予防上）」（兵営舎）、「軍ノ秘密ヲ漏洩スルガ如キ有害ナル談話ヲ禁ズ」（慰安所）など。また、戦闘中には住民（地域）も注意・警戒せよ（資料3）、艦砲にたいする準備として住民側に「流言蜚語」（デマ）が流布しないように注意せよ（資料9）、などという防諜対策も講じられている。これらは、さきにのべた通常の軍部隊のあいだに共通してみられる防諜対策であつたとみてさしつかえない。

三 本島北部・本部半島の防諜——四四年一月以前

〔資料13〕 沖縄戦防衛庁文書・沖縄四〇

サイパン引揚ノ家族ノ件ハ憲兵一任ノコト

（軍司令部其ノ他ヨリノ通達。八月二十五日 辺地名）

〔資料14〕 同右

二、警戒

- (一)、住民並ニ各守備隊内ノ重要施設及要点ノ警戒ハ防衛隊ヲ加ヘタル一小部隊ヲ以テ担任セシム
- (二)、対空警戒ハ各守備隊毎ニ実施スルモノトス地方住民ノ現ニ実施シアル対空及海上監視ト密ニ連絡ス
- (三)、敵上陸ノ機近迫スルヤ沿岸住民ノ動行ヲ周密ニ偵察敵第五列ノ活動シアラザルヤヲ偵知ス
- (四)、特ニ守備区域内ノ島嶼及北米等在留スル出稼人ノ家族ハ敵ニ利用セラルル顧慮大ナルヲ以テ開戦ト共ニ抑留シ敵ニ利用セシメズ

（本地区戦闘計画書抜粋 昭和一九年八月上旬—下旬）

〔資料15〕 同右・沖縄一三七

（沖縄北地区隊戦闘計画書）

（省略）

第七章 情報・防諜

- 一、情報取得ノ為ニハ情報勤務規定ニ基キ情報班ヲ設ケ迅速確實ナル情報ヲ取得利用ス
- 二、防諜ニ関シテハ防諜規定及連絡規定ニ基キ敵ニ軍機ヲ漏洩セザル如ク注意スルヲ要ス
- 三、敵上陸ノ機近迫スルヤ沿岸住民ノ動向ニ注意シ敵第五列ノ活動ヲ封ズ
- 四、島嶼及北米、南方占領地域ニ在留スル者ノ家族ハ敵ニ利用セラルル顧慮大ナルヲ以テ開戦ト共ニ抑留シ敵ノ利用ヲ阻止ス

〔昭和一九年八月下旬—十一月下旬〕

〔資料16〕 同右・沖繩一四二

九、状況急ナラザル場合ハ特ニ防諜ニ著意シツツ一意作業ノ促進ヲ図リ状況ノ変化ニ応ジテハ防衛隊ヲ以テ海岸監視部隊ヲ配置シ至嚴ナル警戒監視裡ニ作業ノ完成ニ努ム

〔今帰仁守備隊主陣地構築計画〕

〔資料17〕 同右・沖繩四〇

一、十一月中旬以降国頭郡名護町一円及今帰仁羽地村ノ一部ニ「独ソ停戦協定成立セリ」トノ流言流布セラレアリタルヲ名護憲兵隊ニ於テ伝播者名護町収入役外四名ヲ検挙取調中ニシテ之ガ反響大ニシテ防諜上ノ効果ヲ収メアリ

〔昭和一九年二月一日〕

太平洋戦争勃発後、沖縄の特高（警察部特別高等警察課）は、海外移住者の家族や海外からの帰還者などを防諜上の観点から取り締まった。すなわち、「本県ハ全国有数ノ移民県ニシテ夙ニ南方諸地域ニ相当数ノ移民ヲ送出シ、之等家族ハ県内ニ散在シ居リテ大東亜戦争勃発当初ハ相当深刻ナル衝動ヲ与ヘ不安動揺スル兆アリタルモ、暫次平靜トナリ目下危懼スベキ事象ナキモ戦局ノ推移ト共ニ之等ノ動向ニ対シテハ防諜上ノ指導取締ヲ嚴ニシツツアリ」、「戦争勃発後……帰県セルモノ一四名アルガ之等ノ中ニハ、永年米英ニ居住シ自由主義思想、親英米思想ノ抱持者或ハ共產主義思想抱持者アル虞ア

ルヲ以テ、嚴重視察中ナルモ目下ノ処特異事象ナシ」というごとく。さきに提示した資料にもみられるように、これらの住民にたいする防諜警戒は、四四年（昭和一九）八月上旬から一月下旬の沖縄本島北部・本部半島において、憲兵隊を中心としてひきつがれたことがわかる。同資料には特高の動向はほとんど記述されておらず、軍・憲兵隊のおこなう防諜との関連は明らかでない。しかし、四四年八月一日閣議決定の「総動員警備要綱」⁽³²⁾は警察機構を総動員警備の中核としかつその治安維持・機密保護の協力実施者としており、実態は無関係ではないかもしれない。憲兵隊については、さきに引用した「軍防諜参考資料」、⁽³³⁾「報道宣伝」等ニ関スル県民指導要綱」⁽³³⁾（一九四四年一月一日）などで、防諜・情報収集の主体とされたことがわかる。

このことをふまえて提示資料を読むと、つぎのことが見て取れよう。軍・憲兵隊はアメリカ軍のスパイ潜入を防止すると称し本部半島の住民を偵察・監視したということ。これが第一である。このことは、「常ニ民側ノ真相特ニ其ノ思想動向ヲ判断シ、我が報道宣伝ノ効果、敵側諜報宣伝、謀略ノ企図及内容ノ探査等策動ニ関スル情報収集ニ努メ、敵ノ諜報・謀略並ニ宣伝行為ノ封殺ニ遺憾ナカラシム」という第三三軍の防諜指導とあい通じる。本地域では、在郷軍人会防衛隊が沿岸警備に従事し、さらにこの防衛隊と青年学校生が軍のおこなう挺身奇襲の誘導者として計画されていた。⁽³⁵⁾また、防衛団、青年団、青年学校生も、民間監視哨で、その対空・対海監視に協力していた。⁽³⁶⁾こうした住民の協力をうけながらも軍は、防諜と称し、住民に警戒の眼差しをおくることをやめなかった。

第二に、軍・憲兵隊は、国外、国内、島外に移住・出稼ぎした経験のある住民およびその家族にたいし、上陸前後アメリカ軍の利用の恐れありと称して抑留することを計画したということである（資料13、14、15）。軍は、これらの住民が経験上客観的に戦況を知りかつ判断しうるため容易に投降する可能性があることを予見し、「聖戦完遂の敢闘精神」「敵愾心の昂揚」という軍民一体化した戦争遂行の理念が軍民両方において弱まることを危懼したものと思われる。ところで実際にはこれらの住民にたいする抑留が実施されたことは稀であり、かえってアメリカ軍上陸後これらの一部は軍にスパイとして殺害・虐待されたことが住民の証言にみられる⁽³⁷⁾。

第三は、軍はみずからの発表（大本営発表）以外の戦況の流布をデマだとし、それを伝えた住民を憲兵隊に検挙させたという事実である（資料17）。名護市史編さん室の調査によると、当時の名護町収入役許田正栄氏（故人）は、ラジオで「独ソ停戦協定成立セリ」（一九四三年一月三十一日、ドイツはスターリングラードでソ連に降伏——筆者註）との情報をきいて知人などに話したところ、すぐに名護憲兵隊に連行され、四、五日の取り調べの後、釈放されたという（この憲兵隊は、名護町大中に所在し、岸本本秀以下二人の常駐員がいた）。この事件に関して、当時の関係者の証言がえがたくその詳細は明らかでないが、軍は「反響大ニシテ防諜上ノ効果ヲ収メアリ」と新聞でも報道した。これを示唆するような軍・憲兵隊の防諜・治安対策は、さきに引用した「総動員警備要綱」、「昭和十九年十月四日内務省訓令第九二三号 内務省総動員警備計画」⁽³⁸⁾などにもみることができる。ここで軍・

憲兵隊の施した防諜の特徴は、一元的な戦況報道による情報統制下、住民がそれ以外の情報をえることにより戦況にたいする価値観が多様化し、ひいてはそれが反戦・厭戦ムードの高まりを助長することとを危懼、警戒した点にもとめられる。（この点は、第二と共通している——筆者）すなわち、住民の言動が事実であるか否かを明らかにするより、軍民一体となった戦争遂行の理念の昂揚を維持しつづけることが防諜対策の一主眼であったことがわかる。

四 遊撃戦下の防諜——四四年一月以降

四四年一月下旬以降、沖縄本島北部在駐の国頭支隊（宇土武彦隊長）には遊撃戦の任務が与えられた⁽³⁹⁾。そしてその主要部隊として、ニューギニア、フィリピンなどで後方撓乱・諜報などいわゆる秘密戦に従事した遊撃隊にならった、第三・第四遊撃隊（秘匿名を護郷隊）が勅命をうけて配備された⁽⁴⁰⁾。これには、現地沖縄（とくに本島中、北部）からも中国戦線帰りの在郷軍人、学徒などが徴集されていた。ここでは、この遊撃隊の防諜対策の一端をみることにしよう。

〔資料18〕 沖縄戦防衛庁文書・沖縄一一九

石十五情第八号

情報 一月七日 二三・一〇
石第三五九六部隊

軍ヨリノ通報ニ拠レバ、本七日二三・二〇頃伊計島基点100、80K附近ニ彼我不明潜水艦アリ 又

一七・〇〇頃国頭郡東村海岸ノ三千米東海上ニテ彼我不明ノ潜水艦ヲ目撃セリ
右ハ同一潜水艦ニシテ逐次北上シツツアルモノト判断セラル各部隊ノ対海監視哨ハ特ニ警戒ヲ嚴
ナラシメ北上中ノ潜水艦ノ行動ヲ監視スベシ

〔資料19〕 同右・沖縄一三五

龍作命第二七号

第一護郷隊命令 三・二五 父一・〇〇 岳

一、敵ハ三月二十五日〇七・三〇艦砲射撃ヲ加ヘツツ渡嘉敷、座間味島ニ上陸ヲ開始ス軍ハ〇
八・〇〇甲号戦備ヲ下令セラル

二、第一護郷隊ハ神洲護持ノタメ地下百尺ノ礎石タラントシ急速ニ必破完勝ノ戦闘準備(特ニ情
報網ノ拡大強化)ノ完整ニ邁進セントス

三、第一中隊第二小隊ハ名護岳遊撃隊トナリ 名護湾ノ敵船艇ノ状況ヲ監視スルト共ニ名護平地
要点ニ防衛隊地方官民ヲ以テ偵諜網ヲ組織スベシ連絡二関シテハ別命ス

四、第四中隊第三小隊ハ久志岳遊撃隊トナリ安部——古知屋沿岸一帯ノ敵上陸企圖ノ偵知ニ勉ム
ルト共ニ鋭意前地掩撃ノ拠点ノ構築ヲ続行スベシ

情報網ノ整備ニ当リテハ在地方組織ノ活用ニ勉ムルモ企圖ノ秘匿ニハ細心ノ注意ヲ以テスベ
シ

五、爾余ノ諸隊ハ戦闘計画書ニ示ス諸準備、就中偵諜路線ノ設定ニ遺憾ナキヲ期スベシ
六、余ハ谷父岳隊本部ニ在リ

我こそは国の防人いざ立たん

七生滅敵胸にたたいて

第一護郷隊長

村上治夫

下達法 要旨下達後印刷交付

下達先 隷下各隊

報告(通報)先 国支、二護、特警剣

〔資料20〕 同右

龍作命秘第一号

第一護郷隊命令 三・二八 父一・〇〇 岳

一、民情報ニ依レバ一部落下投入課者ラシキモノ字汀間ニ降下セリ

二、第一護郷隊ハ一部防諜班ヲ以テ之ガ摘発ヲ実施セントス

三、玉城兵長ハ秘密防諜班員ヲ率ヒ直チニ出發シ基地汀間道ヲ前進民ヲ指導シ瀬高以来ノ搜索ニ
任ズベシ

四、安富祖兵長ハ兵五名（輕機一ヲ附ス）ヲ率ヒ基地——宇大川——大浦ヲ前進シ大浦附近ニ至リ右工作ニ協力スベシ

（省略）

下達法 直轄本人ニ口達

下報先 防諜班

報告 国支、剣
通報先

〔資料21〕 同右

平作命第二十五号（宇作命第八二号）

平山隊命令 四月五日 一八・三〇
船 津 台

一、嘉手納方面ニ上陸セル敵ハ既ニ北中飛行場ヲ確保シ使用ヲ開始セルモノノ如ク主力ヲ以テ南方（喜友名——新城——大城）ノ線ニ進出一部ヲ以テ仲泊——石川ノ線ニ進出シ陣地構築中ナリ

支隊ハ敵ノ近接ニ鑑ミ本夜以降三ツ堤、伊豆味三叉路、勝鬨峠、八重嶺橋、滴名三叉路、大嘉陽南方ニ歩哨ヲ配置シテ陣内警戒網ヲ構成シ警戒及防諜ヲ強化セラル

（省略）

四四年の一〇・一〇空襲以降、沖縄守備第三二軍の制空・制海権は實質上喪失しており、本地域駐

留の国頭支隊も例外なくアメリカ軍の飛行機、潜水艦の出没を危懼し警戒していた（資料18）。このことは、第三二軍参謀長（長勇）が送付した「沿岸警備計画設定上ノ基準」⁽⁴²⁾（四四年一月一日付）以降の通達文書に如実に示されている。

この地域における防諜・治安・諜報対策の住民側協力機関として、警察・警防団、在郷軍人会防衛隊、翼賛会の結成した「国土隊」⁽⁴³⁾などがあつた。この防諜・治安対策はアメリカ軍の攻撃前は住民の動向を掌握・警戒することであり、防諜は「本来敵ノ諜報宣伝謀略ノ防止破壊ニアルモ、本島ノ如ク民度低ク且ツ島嶼ナルニ於テハ寧ろ消極的即ち軍事初メ国内諸策ノ漏洩防止ニ重点ヲ指向シ、戦局ノ推移ニ呼応シ、積極的防諜ニ転換スルヲ要ス」⁽⁴⁴⁾（「国頭支隊秘密戦大綱」一九四五年三月一日）ということであつた。

そして戦闘開始後は、「軍事諜報（敵情偵知）即ち本来ノ任務ニ適進ス」（同右）ということであつた。〔資料19〕は、この任務に遊撃隊、第一工作班⁽⁴⁵⁾（剣隊）、在郷軍人会防衛隊、「地方官民」があつていたことを示している。「地方官民」とは、以上にみてきたことから推して、憲兵、警察・警防団、国土隊（翼賛会）、青年団、青年学校生などをさすものと思われる。さらに、住民協力にかんし、防諜から諜報（偵諜）にうつった段階においてもなお、軍は「情報網ノ整備ニ当リテハ在地方組織ノ活用ニ勉ムルモ、企図ノ秘匿ニハ細心ノ注意ヲ以テスベシ」とのべて住民を警戒していた。

〔資料20〕については、名護市史編さん室の協力で、文中の「玉城兵長」Ⅱ玉城蒲五郎氏の証言を

えることができた。要旨、以下のとおりである。「部隊長に呼ばれ、敵が落下傘でおりたという通報があるので、その真相を調査してこい、といわれた。行って調べてみると、それは飛行雲を見誤ったものと判明した。護郷隊（遊撃隊）には、秘密諜報班とか防諜班とか、特別な班はなかった。護郷隊は便衣隊であり、実際に住民の服装で変装して偵察をおこなった。これはアメリカ軍上陸後の住民地域、アメリカ軍にたいしてである。住民のなかにスパイがいたとか、アメリカ軍のスパイが潜入したことは聞いたことはなかった。もちろん、住民がアメリカ軍に情報を流すようなことがあれば殺せ、ということだった。護郷隊はそういう部隊で、そう命じられていた」。玉城氏は、防諜・偵諜における住民（機関）との協力関係が積極的であったとは証言されず、遊撃隊にたいの防諜・諜報網の緻密さを強調された。しかし筆者は、これまでのべてきたように戦闘前後における軍民の防諜・治安・諜報対策のあり方から、まず遊撃隊の対民防諜監視、民情偵察などが実施されたということ、またそのための在郷軍人会防衛隊、憲兵・警察、国士隊、警防団、青年団などとの提携・連絡による防諜・諜報網が整備されていたということ、の二点を改めて示唆しておきたい。

五 沖縄語使用は間諜とみなし処分す

〔資料22〕 沖縄防衛庁文書・沖縄四一

四、前項編成ニ供ヒ閉鎖スル各部ノ機秘密書類ハ本三日中ニ機秘密係将校ニ返納スベシ、又各部

関係書類ハ非常ノ処置ヲ講ジ得ル如クナスベシ

（球日命第八十一号 球軍日々命 四月三日）

〔資料23〕 同右

二、防諜上 下士官、兵及軍属（嘱託・雇傭人ヲ含ム）ニ対スル面会ヲ一切禁止ス 又軍属（嘱託・雇傭人ヲ含ム）ノ歩哨線ヲ通過ヲ禁ズ

（球日命第八十五号 球軍日々命令 四月七日）

〔資料24〕

五、爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ

沖縄語ヲ以テ談話シアル者ハ間諜トミナシ処分ス

（球軍会報 四月九日）

〔資料25〕

昭和二十年五月

天ノ巖戸戦闘司令所取締ニ関スル規定

天ノ巖戸戦闘司令所

（昭和二十年五月五日 第三十二軍参謀長 長勇）

第一章 総則

第一条 本規定ハ天ノ巖戸戦闘司令所（以下単ニ戦闘司令所ト略称ス）内ニ在ル各部隊ノ取締ニ関シ作戦要務令、軍隊内務令、其ノ他関係諸条規ノ外必要事項ノミヲ規定ス

第二章 洞窟出入ニ関スル事項

第二条 各抗道ノ出入ヲ許スモノハ戦闘司令所内ニ服務シアル各部隊ノ將校以下トシ其他ノ出入ニ関シテハ左記各号ニ依ルモノトス

- 1、面識ナキ他部隊ノ將校以下ハ確實ナル実証ナキ限り出入ヲ許可セズ
- 2、戦闘司令所内ニ在ル雇傭人（嘱託ヲ含ム）ハ指定入口ヲ定メタル左記様式ノ出入許可証ヲ交付ス

（省略）

- 3、身分保証ノミニ止ムル嘱託ハ其ノ用件ニ依リ出入ヲ許シ自由ナル行動ヲ許サズ
- 4、一般地方人ハ如何ナル用務ト雖モ洞窟内ニ出入セシメズ
- 5、夜間下士官以下ヲ洞窟外ニ出入セシムル時ハ下士官以上ノ指揮ノ下ニ実施セシムルモノトシ各部隊（各部）先任將校ニ於テ指示スルモノトス

（省略）

第三章 起居容儀ニ関スル事項

第五条 壕内ニ於テハ特ニ左ノ事項ヲ嚴守スルモノトス

- 1、事務ノ現ニ執リ在ルモノノ外消燈スベシ
- 2、水（使用後）壕内ニ捨ツルコトヲ禁ズ
- 3、大小便ハ定メアル場所以外ニ於テナスベカラズ
- 4、電話ハ簡潔明瞭ニ通話音声ニ注意スルモノトス
- 5、別命ナク發電所及其ノ附近ニ立入ヲ禁ズ
- 6、軍人軍属ヲ問ワズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ

（沖縄語デ談話シアルモノハ間諜ト見做シ処分ス）

（省略）

第六章 防諜ニ関スル事項

第二十三条 防諜上 下士官、兵、軍属（嘱託雇傭人ヲ含ム）ニ対スル面会ヲ一切禁止ス 又軍属（嘱託雇傭人ヲ含ム）ノ単独歩哨線ノ通過ヲ禁ズ

（省略）

（球日命第一〇四号 球軍日日命令 五月五日）

右の資料にみられる「爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ、沖縄語ヲ以テ談話シアル者ハ間諜トみなシ処分ス（「球軍会報」四月九日）」（資料24）、「軍人軍属ヲ問ワズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ。（沖縄語デ談話シアルモノハ間諜ト見做シ処分ス）」（「天ノ巖戸戦闘司令所取締ニ関スル規定」）

一九四五年五月五日」(資料25) という文言は、すでに沖縄戦史研究では広く知られている。⁽⁴⁶⁾ 筆者は、この文書を読むための条件整備をしながら、若干の言及を試みたい。

はじめに、資料じたいについて、この二つの文言は、第三二軍司令部(首里城の地下壕陣地)内の「会報」、「日命、取締二関スル規定」にしかみられず、時期(日付)もアメリカ軍上陸後の四五年(昭和二〇)四月九日・五月五日の二回にかぎられる。これは、現在公開、収集されている沖縄戦防衛庁文書にみるかぎり、ほかの部隊には通達されていない。⁽⁴⁷⁾ また、それは、日々の注意事項、取り締まり事項としてのべられており、単独の重要事項としてはとり扱われていない。たとえば、(資料25)の規定、「資料23」の日命には、司令部内の日本軍兵士や沖縄の軍属、雇傭人にたいする行動の制限および面会の禁止などがのべられており、さらに沖縄の一般住民の司令部への出入りも厳重に禁止されている。まさに、このなかの一つにしかすぎない。以上のことから、この二つの文言は、(1)第三二軍司令部内の厳重な防諜・治安対策の一部とされたということ、(2)その一部ではあるが、司令部には多くの沖縄の軍人・軍属・雇傭人がいるにもかかわらず、沖縄方言で談話している者はスパイとみなし処分するとしたことは、沖縄住民にたいする歴史的偏見が如実に防諜・治安対策に反映されたということ、の二つが指摘される。

つぎに、スパイ間諜に関する、当時の軍・警察の動向である。まず、第三二軍じたいの間諜を規定する基準は、現在公開、収集されている『沖縄戦防衛庁文書』では判然としない。ただ、第三二軍

(参謀長)の通達文書の防諜・治安・諜報対策規定からみると、⁽⁴⁸⁾ (1)厭戦感を助長し住民の動揺を誘発されんとする行為・言動をなす者、(2)軍の予断でアメリカ軍を領導するとされる移住経験者およびその家族などが、その間諜の対象とされた可能性が考えられる。そして戦後の住民の証言では、軍参謀が沖縄の住民はスパイである、としたことも明らかにされている。⁽⁴⁹⁾ また、第三二軍の意向をうけた警察部は、四五年(昭和二〇)四月二十七日の本島南部・那覇などの市町村長会で指示事項として「軍事を語るな、スパイの発見逮捕に注意しよう」⁽⁵⁰⁾とのべている。同じく戦後の調査では、沖縄の住民のなかにスパイ間諜がいるとして、その摘発機関として警察部特別行動隊を編成し調査をおこなったことが、判明している。⁽⁵¹⁾ これらの情況証拠は、当時軍・警察のなかに、沖縄の住民のなかにスパイがいるあるいは沖縄住民をスパイ視する見方があったことを、物語っている。

以上のことから、この二つの文言を読むための必要不可欠の条件は、つぎのようにまとめられよう。第一に軍(第三二軍司令部)には沖縄の住民をスパイ間諜視する傾向があったということ、第二に利敵行為防止の住民注視は軍の防諜・治安対策に普遍的にみられるということ、第三にこの二つの背景には軍の沖縄住民にたいする歴史的偏見劣等視があったということ、この三点である。

ある大体本営参謀は、在来の沖縄住民には通敵行為をなした者はいないと思うとしながらも、ハワイ二世、サイパン失陥後捕えられた沖縄人には隠密上陸し諜報活動をなす者がいたとのべている。⁽⁵²⁾ アメリカ軍が偵諜・諜報潜入者スパイ(間諜)を必要としないほどに沖縄の日本軍の動向を熟知して

いたことは、その戦記・報告書に明らかであるが、ともあれ筆者は、そのスパイの存在を不断に幻視せしめた一要因は「本来、防諜とは日本精神の護持顕揚によって、敵の秘密戦を打ち攘ふ挙国一致の戦闘なのです。国民相互が疑ぐり合ふどころか、一億が打って一丸となり、ますます結束を固めて戦争遂行に邁進するところに防諜の根本があります」という思想構造を反影した軍の防諜・治安対策にあったと推定、結論するものである。戦況が逼迫化し軍民一体化が弛緩すると、このことは住民にたいする猜疑にかわる。この極致が沖縄戦における軍による住民スパイ視殺害の惹起であった。

(一九八五年九月脱稿)

〈付記〉

本稿の執筆過程で、我部政男氏、名護市史編さん室、北谷町史編集室、本部町史編集室、那覇市史(文化振興課内)の御協力、御教示をいただいた。またとくに、遊撃隊については、元隊員の玉城蒲五郎氏(名護市汀間在住)の貴重な証言をえることができた。以上の諸氏・諸機関にたいして、記して感謝にかえる。なお本稿の一部は、地方史研究協議会沖縄大会(一九八〇年一〇月一九、二〇日)で、口頭発表した。本稿は、それをもとに、新たに補足・加筆したものである。

〔註〕

(1) 沖縄戦防衛庁文書・沖縄一四二

(2) 同右・沖縄二八

(3) 拙稿「戦時沖縄の防衛隊に関する一考察——基礎資料の紹介と本島南部について——」(『琉球の歴史と文化——山本弘文博士還暦記念論集』(本邦書籍、一九八五年))、「沖縄戦史研究序説——沖縄戦防衛庁文書・陣中日誌——」(『沖縄史料編集所紀要』第九号(一九八四年))、参照。

(4) 我部政男「本部町史」資料編1(一九七九年)の「国頭支隊関係資料」解題、「近代日本と沖縄」(三一書房、一九八一年)二九—三〇ページ、参照。

(5) 拙稿「沖縄戦史研究序説」、参照。

(6) 同右、一八ページ。

(7) 沖縄戦防衛庁文書・沖縄二八一

(8) 同右・沖縄一〇一

(9) 同右・沖縄二七(明治四三年度 沖縄警備隊区徴募概況)、「沖縄県の歴史的関係及人情風俗 大正十一年十二月沖縄連隊区司令部」(東京都中央図書館所蔵)、「沖縄防備対策 沖縄連隊区司令官石井虎雄(昭和九年二月二十五日)」(『流動』一九七二年五月号)、「沖縄新報」一九四一年五月二六日「防諜座談会」。大正、昭和の二著は金城朝夫氏の発掘資料である。ただし、昭和の新聞は、琉球新報社所蔵。

(10) 沖縄戦防衛庁文書・沖縄一〇一。「防諜ニ就テハ……部外関係ハ憲兵隊ニ於テ対策ヲ講ズ」(第九一号、石兵団会報)とあり、憲兵隊が軍民の接触を監視した内容を示す記述が多々みられる。特高については、同文書は記述していないが、その役割上、住民の動向をうかがったことは、註(12)より推察される。なお、安仁屋政昭(沖縄国際大学教授・筆者「特高沖縄関係資料目録(仮題)」(北谷町史編集室、一九八七年刊行予定)も参照されれば、幸いである。

(11) 「浦添市史」資料編5(一九八四年)などを参照。

(12) 沖縄全体の「流言蜚語」(デマ)による検挙数は、昭和一七年四六件、同一八年二四件と減少しており、

とくに軍事に関するものは昭和十七年八件・同一八年〇、軍機漏泄昭和十七年一件・同一八年〇となっている（昭和十八年知事事務引継書類）（『沖縄県史料』・近代1（一九七八年）所収）。これは、特高の調査資料で沖縄全体の数字であり、この一村にしかすぎない浦添村が「デマ」の多い地域だとする客観的裏づけにはならないだろう。

- (13) 沖縄戦防衛庁文書・沖縄二八一
- (14) 同右・沖縄二二二
- (15) 「沖縄県史」、「那覇市史」など地域史の住民の戦時体験記録集に多々みられる。また、陸上自衛隊幹部学校「沖縄戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」（一九六一年）も同様な見方をしている（二二—二四ページ）。
- (16) 沖縄戦防衛庁文書、沖縄二二二
- (17) 国立公文書館所蔵「秘密戦二関スル書類」（『本部町史』前掲編に全文収録）。同書類については、我部「近代日本と沖縄」二二八—二九ページを参照されたい。
- (18) 沖縄戦防衛庁文書・沖縄二二七
- (19) 同右。「桑江部落民二一名戦死傷セリ」とある。
- (20) 防衛庁防衛研究所戦史室「沖縄方面陸軍作戦」（朝雲新聞社、一九六八年）、三八—四一ページ。
- (21) 「秘密戦二関スル書類」所収
- (22) 同右「報道宣伝等二関スル県民指導要綱」
- (23) 「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」、二七ページ。
- (24) 「沖縄方面陸軍作戦」は、「第三十二軍司令官は軍の規律、風紀、衛生などの見地から十九年十月末、軍隊と一般住民との混住を十一月十日以降禁止する命令を発した」（一九三九ページ）としており、本論と時期がズレている。

- (25) 情報局編集「週報」一九四二年七月一五号、二一—二六ページ参照。
- (26) 同右と「秘密戦二関スル書類」などを参照。
- (27) 同註（15）
- (28) 同右
- (29) 「秘密戦二関スル書類」所収の「沿岸警備計画設定上ノ基準」（第三二軍参謀長送付）には、たとえば「軍ノ作戦行動ヲ容易ナラシムル為……老幼其ノ他非警備能力者等ニ限り島嶼内適地へ事前移住ニ関シ措置ス」とある。
- (30) 「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」、一三—一四ページ。
- (31) 「昭和十八年知事事務引継書類」
- (32) 「秘密戦二関スル書類」所収
- (33) 同右
- (34) 同右「報道宣伝等二関スル県民指導要綱」
- (35) 拙稿「戦時沖縄の防衛隊に関する一考察」五四四ページ、沖縄戦防衛庁文書・沖縄一三七「沖縄北地区戦闘計画書」、参照。
- (36) 同右、同註（15）、など参照。
- (37) 同註（15）
- (38) 「秘密戦二関スル書類」
- (39) 「沖縄方面陸軍作戦」、一四—一五、一三八—一三九ページ。
- (40) 沖縄戦防衛庁文書・沖縄二五五、護郷隊編纂委員会「護郷隊」（一九六八年）、「沖縄県史」第10巻（一九七四年）「護郷隊」、など参照。
- (41) 同右

- (42) 『秘密戦ニ関スル書類』所収。
- (43) 同右
- (44) 同右
- (45) 『沖縄方面陸軍作戦』、一三八—一三九ページ。
- (46) その一つとして、大田昌秀「沖縄戦史を読みかえす」(『世界』第四七五号(一九八五年六月))がある。
- (47) たとえば、この二つの時期に相当する資料の一つとして、沖縄戦防衛庁文書・沖縄一六九「独立速射砲第三大隊命令」がある。
- (48) 『秘密戦ニ関スル書類』
- (49) 山川泰邦『秘録沖縄戦記』(読売新聞社、一九六九年)、二九六ページ。
- (50) 『沖縄新報』一九四五年四月二九日
- (51) 『秘録沖縄戦記』二九六—二九八ページ、『沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料』九—一〇ページ、参照。
- (52) 同右後者、二五—二六ページ。
- (53) アメリカ陸軍 [OKINAWA: THE LAST BATTLE] (一九四八年)・同陸上自衛隊幹部学校邦訳『沖縄：最後の戦い』(一九六〇年)、アメリカ海兵隊司令部 [OKINAWA: VICTORY in the PACIFIC]・同陸上自衛隊幹部学校訳(代表中島敏雄)『沖縄：太平洋の勝利』(一九六〇年)などの公刊戦史。報告書としては、『CSUMMARY』・同上原正稔邦訳『沖縄戦日誌一九四五年三月二三日—一〇月八日』第10軍G2 報告書(『沖縄タイムス』一九八五年一月一五日—七月一八日、一二五回連載)などを参照。
- (54) 『週報』同右、一六ページ。